

令和3年度第2回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和3年9月27日（月）

15：00～16：28

場所 エスポワールいわて 3階特別ホール

令和3年度第2回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和3年9月27日(月) 15:00~16:28

2 開催場所 エスポワールいわて 3階特別ホール

3 出席者

[私立学校審議会委員]

菅野洋樹 会長 六本木郁子 委員 及川求 委員

須山通治 委員 西川温子 委員 小山映子 委員

鷹觜文昭 委員 根内純 委員 室井麗子 委員

[県]

熊谷ふるさと振興部長 箱石副部長兼ふるさと振興企画室長

米内学事振興課総括課長 田代主幹兼私学振興担当課長

谷地主任 佐々木主任 保原主任行政専門員 内藤主事

4 欠席者

高橋聡 委員

5 署名委員

根内純 委員 室井麗子 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○田代主幹兼私学振興担当課長

ただいまから、令和3年度第2回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

私は、私学振興担当課長の田代でございます。

議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○田代主幹兼私学振興担当課長

まず、委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、高橋委員が欠席されております。委員10名中9名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条により定足数に達しており、本日の会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、熊谷ふるさと振興部長から御挨拶申し上げます。

3 挨 拶

○熊谷ふるさと振興部長

本年度第2回岩手県私立学校審議会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいておりますことに対しまして、深く敬意を表するところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、デルタ株による感染が拡大し、県におきましては、8月12日に「岩手緊急事態宣言」を発出したところでございますが、県民の皆様のお協力により感染者数が減少いたしました。9月16日に解除したところでございます。皆様をはじめ、県民の皆様に感謝を申し上げます。

各私立学校には、国のガイドラインや県教育委員会の取組なども御紹介しながら、感染防止対策をお願いしているところでございます。それぞれの地域や学校の実情に応じた取組が行われているものと承知してございます。重ねて感謝を申し上げます。

一日も早い収束が待たれるところでございますが、県と各学校の連携をより一層密にしながら、感染防止対策に努めて参りたいと考えております。引き続き御協力をお願い申し上げます。

このような状況におきましても、本県の私立学校におきましては、インターハイ、全国高校野球大会、全国高校総合文化祭などでの活躍をはじめ、難関大学等への進学、地元企業と連携した県内就職や地元定着に向けた取組など特色ある教育活動に取り組まれているところでございます。こうした多様化する教育ニーズに柔軟に応える私学教育への期待は、ますます高まっているものと存じます。

県といたしましても、各種私学助成や就学支援制度等を通じて教育環境の整備に努めて参りたいと考えてございますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、本県の私学

振興に対しまして、御支援、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、6件の諮問事項について御審議いただくこととしてございます。それぞれ専門的な見地から御意見、御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 議 事

○田代主幹兼私学振興担当課長

これより議事に入らせていただきますが、この後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定により、菅野会長にお願いいたします。

(1) 議事録署名委員の指名

○菅野会長

では、よろしくお願い申し上げます。

最初に、議事録署名委員を指名させていただきます。議席番号8番の根内委員さんと議席番号9番の室井委員さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(2) 会議の公開

○菅野会長

次に、当審議会の会議の公開についてお諮りを申し上げたいと存じます。

御案内のとおり審議会は原則公開することとされております。本日の案件については、特段非公開とする理由はないと存じますので、公開により進めたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、会議を公開とさせていただきます。

なお、本日の会議録及び資料につきましては、後日、県のホームページに掲載されますので御了知いただきたいと思います。

(3) 諮問事項の審議

議案第1号 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人岩手橋学園 江南義塾盛岡高等学校（盛岡市）

○菅野会長

それでは、審議事項の審議に入るわけですが、議案第1号は、学校法人岩手橋学園、江南義塾盛岡高等学校の収容定員に係る学則の変更認可についてであります、当

審議会の鷹嘴委員さんは、学校法人岩手橘学園の理事長でございます。私立学校法の規定により、審議会委員は自己の関係する学校法人の事件について、議決に加わることができないこととされており、また、併せて会議に出席し、発言することを妨げないこととされており、鷹嘴委員さんからは特に発言したい旨の申し出がございませんでしたので、鷹嘴委員さんには、事務局説明の後に暫時御退席いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号学校の収容定員に係る学則変更認可について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

それでは、事務局から議案第1号につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の審議会資料の3ページをお開き願います。

議案第1号江南義塾盛岡高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請について、御説明いたします。

学校の収容定員に係る学則変更認可申請の概要でございますが、申請書の提出のありました学校は江南義塾盛岡高等学校、設置者は学校法人岩手橘学園でございます。

同学校では、全日制課程の普通科と情報処理科を設置しておりますが、今般、総収容定員枠内で普通科の収容定員を増員し、情報処理科の収容定員を減員しようとするものでございます。

収容定員の増加に係る学則の変更については、原則としていわゆる2段階審査を行っているところでございますが、今回の申請内容は、全日制課程の総収容定員枠内での定員調整でございまして、総収容定員を増加するものではないことから、1段階審査で御審議をいただくものでございます。

変更の理由ですが、同校は全日制課程普通科及び情報処理科を設置しておりますが、情報処理科につきましては、近年、入学者が定員に満たない状況が続いております。一方で普通科への入学者は増加傾向であることから、学科の廃止を前提として情報処理科を募集停止し、普通科の収容定員を増加させることで、現状に即した定員に改編しようとするものであります。

変更の時期でございますが、令和4年4月1日を予定しております。

次に変更の内容でございますが、令和4年度から令和6年度の3年間に、収容定員を学年進行で変更するもので、情報処理科を募集停止し、普通科の総定員を60人増の270人とするものでございます。総収容定員の変更はないものでございます。

学級数につきましては、現行で普通科が210人9学級、情報処理科が60人3学級、計12学級でございますが、変更後は普通科が270人9学級、情報処理科が廃止されますので、合計で9学級となります。

施設及び教職員数につきましては、高等学校設置基準を満たしており、適当なものでございます。

なお、廃止されます情報処理科に係る教職員、施設及び設備等につきましては、普通科に引き継がれますので、当面の間変更はございません。

次に、4ページをお開き願います。

教職員数でございますが、全日制課程につきましては、変更後の収容定員をもとにした

基準は、教頭又は副校長1人、教諭等が7人以上等々となります。実際の教諭、助教諭及び講師等を合わせまして34人となっておりますことから、基準を満たしているものでございます。

次に収支予算でございますが、令和4年度の収入の部は、生徒納付金等で6億4,329万6千円、支出は人件費等で6億4,329万6千円を見込んでおります。令和5年度については、収入は生徒納付金等で5億4,345万7千円、支出は人件費等で5億4,345万7千円を見込んでおります。

以上のとおりでありまして、県といたしましては、江南義塾盛岡高等学校における収容定員に係る学則変更認可申請については、妥当な内容と考えているところでございます。以上で説明を終わります。

○菅野会長

ありがとうございました。ここで、大変恐縮ですが、鷹嘴委員さんには暫時御退席をお願い申し上げます。

(鷹嘴委員退席)

○菅野会長

では、ただ今の説明に対しまして、御質問等があればお願いを申し上げたいと存じます。

○須山委員

収支ですけれども、単年度で見ると1億円位減っていくということになっているのですか。

○米内学事振興課総括課長

4年度と5年度で対比しますと1億円位減っておりますけれども、これにつきましては前年度の繰越支払資金のところで、収支を調整しているところでございます。

○須山委員

私が聞いているのは、単年度で1億円位の赤字収支になっているという見方で良いのですか。

○米内学事振興課総括課長

対前年比では、マイナスにはなっているということです。

○須山委員

対前年比ではなくて、その年の単年度の収支で見たときに、実質的な収入と支出を比べて1億円位の赤字になっているという見方は正しくはないですか。

○米内学事振興課総括課長

はい、そのとおりです。

○須山委員

4年度の前年度繰越が3億円ということは、令和6年度にはゼロになってしまうというふうに見えるのですが、大丈夫なのかなというのがすごく心配なのですが。

○事務局

担当からお答え申し上げます。令和4年度、5年度の予算を見ますと委員御指摘のとおり、収入が減って1億円位の赤字になるような予算の組み方をしているということだそうですが、学校法人に確認したところ、そのような予算の組み方をしているということでした。

実際には、見ていただきますと、教育管理経費や施設関係支出、設備関係支出というところで、それぞれ数千万円予算を計上しておりますけれども、その部分が、実際にはそこまで決算ベースでは、執行されることがないというか、経営上は赤字にならないように、支出を調整して運営しているということで、過年度の近年の決算を見ますと、大幅な赤字は生じていないということになります。

○須山委員

そうだとすると、資料をもう少し工夫して出していただかないと、これを見ると6年度にゼロになってしまうんじゃないかとか見えないうんですけどね。御説明分かりました。

○菅野会長

他はいかがでございますでしょうか。
よろしゅうございますか。

○菅野会長

次に、本案件について御意見等があればお願い申し上げたいと存じます。
特に、よろしゅうございますか。

○菅野会長

事務局の提案は、原案のとおり認可相当という説明でございましたが、お諮りを申し上げたいと存じます。

議案第1号については、原案のとおり認可を適当とする旨答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

(鷹嘴委員入室)

議案第 2 号 学校の収容定員に係る学則変更認可について
学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校（盛岡市）

○菅野会長

では次に、議案第 2 号学校法人盛岡誠桜学園盛岡誠桜高等学校の収容定員に係る学則変更認可について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

続きまして、議案第 2 号について御説明いたします。

学校法人盛岡誠桜学園が設置する盛岡誠桜高等学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

内容の説明に入る前に、本年 7 月 15 日に開催されました第 1 回私立学校審議会におきまして、盛岡誠桜高等学校の収容定員変更計画について御協議をいただいた結果、了承しないとの御意見をいただきましたので、その後の県の対応について御報告をいたします。

お手元にございます報告事項資料を御覧いただきたいと思っております。別綴りになっております報告事項資料の 1 ページを御覧願います。

県といたしましては、当審議会の御意見を踏まえて、1 ページにございますとおり、盛岡誠桜高等学校の収容定員変更計画を了承しないことを決定し、令和 3 年 7 月 20 日付けで学校法人盛岡誠桜学園に通知いたしました。

了承しないとした理由は資料に記載のとおりでございますが、まず 1 点目として、収容定員変更計画書中、校舎の耐震改築事業に係る事業費及び県補助金額について、収支予算書と説明資料の金額が整合しておらず、書類に不備があると認められるため。2 点目としまして、校舎の耐震改築事業の延期の可能性に言及するなど、工事の実施時期が不透明なため、収容定員を増員するに当たり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準第 12 条に適合しないと認められるため。3 点目としまして、岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないため。

以上の 3 点が了承しないとした理由でございます。

以上のとおり、収容定員変更計画を了承しないこととしたところでございますが、学校法人盛岡誠桜学園から、その後、本年 7 月 28 日付けで盛岡誠桜高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請書が提出されたことから、本日、認可の可否につきまして、御意見をいただこうとするものでございます。

審議会資料の方にお戻りいただきまして、5 ページを御覧願います。議案第 2 号でございます。

収容定員変更の内容であります。計画段階と同じく、普通科の定員を 333 人から 480 人へ 147 人増員し、商業科及び家政科について、それぞれ 111 人から 120 人へ 9 人ずつ増員するものであり、合計で 675 人から 840 人へ 165 人の定員増を行おうとするものでございます。学級数は、全体で 3 学級の増となるものでございます。変更の時期は、令和 4 年 4 月 1 日となっております。

変更の理由ですが、要約して御説明いたしますと、盛岡誠桜高校の入学定員は、昭和 61 年度までは 225 人であり、昭和 62 年度から平成 2 年度までは 315 人まで定員増が認められていたが、平成 3 年度には再び 225 人に減員をしている。

その後しばらくは、入学者が定員を超えない時期が多かったが、平成 25 年度から男女共学化、校名変更、部活動の強化、進学指導の強化を行ったことに伴い、受験者数が増加をしている。

6 ページに進みまして、入学者も平成 29 年度からの 4 年間は定員をオーバーしている。本校一本受験である推薦入試が年々増えており、独自の特色を出していることへの評価であると思われる。

令和 2 年度入試は推薦受験だけとし、併願受験を実施しなかった。令和 3 年度入試も専願受験に普通入試科目を付し、一般入試と同様の試験を行い、229 人の入学者となった。

平成 31 年度から令和 3 年度までの出願者数は、盛岡地区外や県外からの応募者が増えてきている。本校としては、単純に定員増を求めるのではなく、定員を回復してほしい旨の申請である。

男女共学、特色を評価されて受験者数が増えたならば定員回復を認めるべきである。

男子生徒の受け皿として普通科がある。伝統ある職業科に加え、文武両道を目指す普通科の定員増は、焦眉の課題である。

以上が、定員増の理由でございます。

なお、昭和 62 年度から平成 2 年度まで定員増を認められており、この定員回復を求めるものであるということにつきましては、この時期は、生徒急増期のため公立高校、私立高校ともに入学定員を増やしていた時期に当たります。私立高校については、昭和 61 年度から平成 2 年度までの期間に限定して、暫定的に定員増を認めていたというものであります。したがって、この暫定的定員増の期間が終了した平成 3 年度には、元の定員に戻ったという経緯がございます。

7 ページを御覧願います。教職員数及び施設の状況でございます。

併せまして、別の資料で参考資料というのがございますが、参考資料の 13 ページ以下に、高等学校設置基準をお付けしておりますので、併せて御覧いただければと思います。

教職員数については、現状でも設置基準を満たしておりますが、定員変更後の令和 4 年度には専任教員を 3 人増員するとのことであり、資料には記載がございませんが、令和 5 年度、6 年度にはさらに 2 人ずつ増員をする計画とのことでございます。

施設につきましては、参考資料の 14 ページになりますが、設置基準第 12 条に一般的基準として「高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。」と規定されておりますが、体育館及び特別教室のある第 4 校舎並びに寄宿舎棟につきましては、建築基準法の耐震基準を満たしていない状況にあります。

7 月の審議会にて御審議をいただいた時の計画書では、耐震改築工事の実施時期が不透明でありましたが、今回の申請におきましては、当面、耐震改築工事を行わないという内容となっております。

従いまして、定員増を行った後においても、耐震基準を満たさない校舎を使用していくということになるものでございます。

また、屋外運動場の面積につきましては、資料の 7 ページの中段にございますが、設置基準では 8,400 m²以上とされているところ、現状で 4,915 m²であります。設置基準では、運動場面積について、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでないとしており、盛岡誠桜高校につきましては、体育館が備えられていることから、設置基準に反しているものではないと考えております。

次に、校舎の面積は、設置基準を充足しております、校舎に備えるべき施設についても、教室等必要な施設を備えているところでございます。

次に、収支予算につきましては、耐震改築工事を行わないことから、7月の審議会資料に記載、計上されていた耐震改築事業に係る補助金収入、借入金収入及び施設関係支出のいずれも計上されておられません。なお、資料にございます補助金収入の内容は、県の運営費補助金及び市町村補助金収入の合計額となっております。

以上が計画の概要でございますが、7月に御審議いただき、計画を了承しないとした理由のうち、1点目の書類の不備につきましては、今回の申請においては、収支予算書に耐震改築工事に係る収入、支出の計上はございませんので、他の資料との矛盾もございません。申請書の形式上の不備はないものでございます。

2点目の耐震改築工事の実施時期が不透明なため、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準第12条に適合しないということにつきましては、耐震改築工事を行わないという申請内容であることから、校舎の安全性が担保されていないということに変わりではなく、高等学校設置基準第12条に適合しないものと考えております。

3点目の岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないということについても、状況に変化がないものと考えております。

県としては、今回の申請については、耐震基準に適合しない校舎があり、安全上適切とは認められないため、高等学校設置基準第12条に適合していないと判断されることから、不認可とすることが適切と考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、御質問等があればお願い申し上げたいと存じます。

○須山委員

基準を満たしていないという耐震基準なのですけれども、誠桜高校以外の学校というのは、みんなすべての学校内の施設は、耐震基準を満たしているということによろしいんですか。

○米内学事振興課総括課長

現状で、ほかの高校にございます施設も耐震基準を満たしていないところはございます。

○須山委員

耐震基準というのはどういう理解をすればいいんですか。それらの学校に対して、満たしていないところに対して、それは生徒の安全上、色々問題があるから、いついつまでにちゃんとしろよとかいう話は出ているのですか。

○米内学事振興課総括課長

耐震基準不適合の校舎でございますが、建築基準法上の新耐震基準は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に適用がされますが、それ以前に建築確認を受けた建物で

新耐震基準に適合しないものは既存不適格建築物として新耐震基準の適用除外となっているため、現在でも使用は認められているものがございます。

一方で、高等学校設置基準は、平成 16 年 4 月 1 日に改正されておりまして、新たに学校の設置等をする場合には、改正後の設置基準が適用されることとなります。収容定員を増やすことは、学校規模を拡大することになるため、学校の新設と同様に、学校の編制、施設、設備等は改正後の設置基準に適合させる必要があると考えております。

このことから、現行の定員のままであれば、従前の施設、設備等の状況が改正後の設置基準に適合していなくとも容認はされるものの、定員増を行う場合には、改正後の設置基準に適合しなければならないものというふうに考えております。

現在、他の高校でも、耐震基準が変わる前に建った建物で現在の耐震基準を満たしていない施設がございますけれども、今回のように新たに定員増をするというような申請は、今回が初めてといたしますか、耐震化していない施設で、定員増を図るといふ申請は過去には岩手県ではなかったということで、耐震化されていない状況での定員増の申請は今回が初めてということでございます。

○須山委員

定員増を新設と同じように考えるというのは、岩手県の担当課で考えているということなんですか。それとも、文科省だとか国土交通省だとか、国の基準等があるのですか。

○米内学事振興課総括課長

我々が基準として見ているのは、参考資料としてお付けをしております高等学校設置基準、13 ページでございますが、岩手県で使っているものは、文科省令第 20 号という平成 16 年の基準をそのまま岩手県の基準として使っておりますが、新たな学校として設置する基準に照らして考えているというのは、我々が文科省の基準に照らして考えているということでございます。

○小山委員

今の質問に関連して確認したいのですが、定員増というのは新設と同様に考えるというのは、岩手県の考え方なのか文科省や国の考え方なのかというところを、もう一度はつきりお答え願えれば。

○米内学事振興課総括課長

文科省の基準をどう解釈しているかというのは、岩手県が考えているということで、文科省で明確に私が今申し上げたようなことは書いておりませんので、岩手県が文科省の基準に照らして、今御説明したとおり、岩手県が考えているということでございます。

○須山委員

建築基準法の規定が変わって、耐震基準については、新設する場合にはこうしなければいけないよと、ただし、従前建てられた建物については、そのまま使っていよというのは、なんという言葉でしたか。

○米内学事振興課総括課長

既存不適格建築物

○須山委員

私立学校だけではなく、そういうものはいっぱいあると思うんですが、例えば、普通の企業にしても、従業員の数を増やしたら、もうそれで不適格、取り壊せ、耐震基準を満たすようにしろという指導は多分していないと思うんですよ。何でこの私立学校だけ、岩手県は、そういうふうな解釈をなさるのかというところを御説明いただきたいのと、もう一つは、これはほかの都道府県で、耐震基準を満たさない、定員増で満たさないから不適格だとした例はございますか。

○米内学事振興課総括課長

この基準に照らして、岩手県で考えているのは、学校という性質上、明らかに今耐震化されていない建物に収容する生徒を増やすということで、危険を伴う生徒が、またさらに増えるというのを県としては認め難いという考え方でございます。定員増をするのであれば、耐震化を図って、生徒の安全を確保した上で、定数増をしていただきたいという考え方でございます。

なお、他県でこのような事例があるかというのは、承知しておりません。

○鷹觜委員

耐震基準と高等学校設置基準の部分はちょっと難しい面があると思いますけれども、前回の審議会の中では、少子化が進んでいる状況の中で、盛岡に私立高校が多いものですから、そこに一極集中するのはやはり地域バランスから考えて好ましくないというか、そういう部分で、県立大の高橋先生から、今日はここにいらっしゃっていませんけれども、そういう色々な話があって、私たちも聞いていたんですけれども。それと同時にですね、私、私学協会に所属しておりますけれども、県と県教委と当協会の方で、年2回、高等学校の連絡会議を開催しております。ここ数年、私学の方で、少し定員を減らせないかとか、色んな話が出ております。それは何かというと、全体の高校生的人数がどんどん減ってくるという状況になってですね、できるだけ県の方では、後期計画を策定して進めているようなのですが、それと呼応してですね、ある程度定員を抑えてほしいというようなことで言われておまして、うちの学校もかなり減らしてきてましたし、中央高校さんも、今年あたりは定員を下回っているような状況まできているというようなことで、お互いに歩み寄ってバランスの良い取り組みをしていこうということで、話し合いをしてきている状況もございます。

そういうことからですね、確かに誠桜高校さん、すばらしい実績を残してきていて部活動などもすばらしいのは分かるんですけれども、こういうふうにとどんどん減っていくのが分かっている状況の中で一校だけ増やしていくというのは、なかなか厳しいものがあるなと、できれば皆で協力しながらやればいのではないかと思います。

従いまして、設置基準も含めまして、何とか今回は自重していただければありがたいなというのが、私学協会の立場からの意見でございます。

○須山委員

この審議会は、何を審議するのかというところなんですが、質問としてお聞きしますが、あくまでも私立学校を設置するという時には、設置基準が定められていて、それに当てはまっているかどうかという視点でこちらは考えて、大丈夫ですねという判断をすると思うんですが、大変恐縮ですけれども、今の御意見で、私学協会とか、経営する、運営する側の御都合のお話は私も大変よく分かりますけれども、それは設置基準の判断の要素に入れるべきものなのですか。

○米内学事振興課総括課長

審議会は、何を基準に判断すべきかというお尋ねかと思いますが、今回の案件につきましては、高等学校設置基準と申請内容を委員の皆様にご確認をいただくとともに、特に施設の安全性について、文科省の基準というのは、今資料でお示ししたとおりでございますが、これ以上の具体的な基準というのは、国も示してはおりません。そういった中で、耐震基準を満たさない校舎のままで定員を増やすことについて、どのように評価をされるかという御意見をいただきたいというふうに事務局としては考えているところでございます。

○須山委員

ちょっとお聞きしたのとずれてしまったという気がするのですが、耐震基準のところは設置基準の12条の問題なんだというのは理解するのですが、もう一つの視点として、前回すみません私、出ていなかったのが大変申し訳ないのですが、少子化の流れの中で皆が協力し合っていかなければいけないのだから、定員は増やすべきではないというところを不認可の理由としてあげるということが、審議会として許されるのですかということです。

○米内学事振興課総括課長

今回、申請が来ていますので、県が最終的に認可、不認可の処分をします。その前段としまして、審議会から御意見を伺うということで、今回、申請に対しての行政処分をする前段として、委員の皆様から御意見をいただく場として、協議をお願いしておりますので、最終的には、御意見を踏まえまして、県の方で処分の判断をするということになります。

○須山委員

先ほどの事務局からの御説明の結論として、事務局としては不認可として考えているという中にこの言葉が見られていたと思うのですが、耐震基準だけではなくて、ですから、そこは判断基準に入れているということですよ。

○米内学事振興課総括課長

前回からの御議論を踏まえまして、計画の承認をする、しないの時には、少子化のお話もございまして、県としてはそれも踏まえて、理由の一つにはさせていただいております。

○鷹嘴委員

須山先生、前回いらっしゃらなかったの。前回開催する前に、私学協会と県教委と盛岡市教委さんの方に学事振興課の方から意見を求めて、それらの意見を資料として出されて、議論した経緯があります。

今言ったように、私学協会の立場とすれば、ちょっと我慢してほしいというのが意見でございましたし、県の教育委員会、市の教育委員会の方からは、こういう少子化が進展している状況の中で、やはり慎重に判断してほしいという意見書が出ておりましたので、そういうふうなことも含めて、報告の中の3番目の形で理由の一つにあげていただいたのかなというふうに私は理解しておりました。

○須山委員

私の性格上そういうふうに県がどうのとか国がどうのと言われると、絶対認めたくなくなってしまう気持ちになってしまうひねくれ者なんですけれども。今おっしゃったのは、県の教育委員会とか私学協会とか、先ほど申し上げたように、経営する側、設置する側の御都合だと思うんですよ。では、なぜそれに対して生徒だとか保護者などの御意見が全然反映されていないのか。現実には、誠桜高校が絞る前までは、応募者だとか入学者が増えている。700何人という実績がありますよね。そうすると生徒らからすると、非常に人気のある学校だと言えるのだと思うのですが、それをほかの学校の方々だとか県だとか協会だとかというところが、駄目だよと言って定員を増やすのを抑えるということに対しては、私は反発をむしろ感じてしまうところがある。それはそれとして、耐震基準というのは生徒の安全性に問題を生じかねないのだから、そこが理由だというなら分からなくはないのですけれども、だからこそ私はそこをちゃんと理論づけてほしい、根拠を示してほしいと申し上げたいところなのですけれども、新設のところは、耐震基準を満たしていない、そんな校舎だと危なっかしいから駄目だよというのは、非常によく分かるのですが、定員を増やすことで、増やさなければそのままでもいいけれども、増やしたなら危なっかしいから駄目だよという理屈が私には理解できません。定員が増えることですごく危険になるんですか、急に。

○米内学事振興課総括課長

我々が考えているのは、耐震基準というのは、建物ができた後に厳しい基準になって変わっていますので、今のままで御使用いただく分までを止めるということは到底できないと考えていますけれども、県としましては、耐震化されていない中で定員増をしますと、明らかに耐震化されていない施設を使う人が多くなる。さらに、それは学校という性質上、県が認可、不認可の行政処分をして、認めるということになると、県としては、生徒の安全性を責任をもって、新たに増えるところまで認めることができるか。現状で使う分については、後から制度ができて基準が厳しくなったという状況がありますので、そこまでをお止めすることはできないと思っていますけれども、現状からさらに耐震化されていない問題のある施設を使用する生徒を増やすということについては、新たに設置をするような学校と同じように、厳しく見ていかなければ生徒の安全が保たれないのではないかと、新たに増える部分につきましてはですね、というような考え方をとっているということです。

○及川委員

私は、2つの観点から今回の議案についての危惧というか疑問を感じました。

一つは、今、須山委員さんから、生徒、保護者の望むことをかなえないことにつながるかというお話もありましたけれども、以前の会議でも申し上げておりますが、私立学校はどこも独自の建学の精神を守りながら、それぞれ特色ある教育を展開し、中学校の卒業生に対して多様な学びの場と学びの内容を提供することに努力をしています。

一方、各地域の公立高校についても同様で、ほうっておくと少子化の影響をまともに受けて、地域から学校がなくなりかねない。そのことに対して、自治体や様々な人たちが努力を重ねて、生徒たちが、今後様々な学びの可能性、学びの場を選べるような形を維持しようというように努力をしているというふうに思っています。

こうした中で、1校だけの入学定員を増やすということが、そうした各学校、地域の努力を無にし、ひいては将来の生徒たちが自ら進んで、学校を選ぶ選択肢を減らしていくことを助長することにならないかということに危惧するというのが、1点目であります。

2点目についてですが、耐震基準の問題ですが、前回の審議で供された資料の中で、私自身が受け止めたのは、定員増のためには、安全安心な教育環境を整えることが必要だということ当該校さん自らがお感じだったのではないかというように思っております。お聞きするところでは、そのためには耐震化工事を行うために、工事の期間、仮のグラウンドを置くための校地を校地外に借りて、そこを運動場にしてやっていく。いずれ、生徒のためには、耐震の工事が必要なのだというようにお考えだったはずなわけですが、今回、このようなことで、前回までは必要な条件というように当該校さんは受け止めていたと思っておりました安全安心な教育環境整備には、今回は目をつぶって定員増部分だけを認めてほしいというのは、私個人としては、すんなり腑に落ちるものではないということを委員の一人として申し上げたいと思っております。

○菅野会長

ありがとうございました。御質問というより、何点か御意見も頂戴いたしましたので、御質問と御意見を含めて、各委員さん方からあればお願いを申し上げたいと思います。

○鷹嘴委員

前回は、及川委員さんが言ったように、耐震化が必要だという前提で計画なされたわけですが、今回、その耐震化工事は実施しないという計画に変えたというのは、事務局はどのように受け止めているのでしょうか。

○米内学事振興課総括課長

前回の計画と今回の申請で変わりましたので、耐震改築を行わないということで。県としましては、私立学校の施設整備事業につきましては、各学校法人というか経営者が、計画的に減価償却ですとか施設整備費の徴収等によって積み立てをされたり、貸付の制度を御活用されたりすることによって対応するということが基本とは考えております。県では、それではなかなか耐震化が進まないという現状がございまして、私立学校の耐震化を図る重要性から、平成27年度に私立学校耐震改築事業費補助を創設いたしまして、補助率3分

の1の国庫がございますが、それに嵩上げする形で補助対象経費の6分の1、対象経費の上限を2億円にしておりますので、その6分の1ですと実質上限が、県から補助としてお出しする上限は、3,333万3千円というところで、支援制度を作っているところございまして、学校法人さんには既存の制度を前提として資金計画を立てていただいて、耐震化に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

また、校舎の使用方法につきましても、できるだけ利用者に危険が及ばないように運用していただきたいということで、建物の構造自体の危険性には、耐震化工事をしないと変わりが無いということで、安全性が担保されることにならないのではないかと考えておりました。耐震化しないということで、定員増だけという申請が出てきましたが、県としましては、できるだけ御支援はしているつもりではございますけれども、国の補助制度、県の補助制度を御活用いただいて、耐震化も促進していただく。生徒の安全を確保した上で、定員増という計画をされるということでお考えをいただければと考えているところでございます。

○根内委員

私は、阪神淡路大震災の時に神戸にボランティアに行ったのですが、関西地区は地震がないと前は言われていたのですが、実際に地震が起きるとあれだけの建物が崩壊したわけです。耐震性がないということはすごく恐ろしいことだと思いました。それも学生、子どもたちが集まるような所を考えると、やはり耐震化はきちんとしてほしいなと思います。

そのもっと昔に、宮城県沖地震の時にブロック塀がガンガン倒れたことがありましたね。その後、新しく建てるブロック塀に関しては基準ができたんですけども、近年になって、他の地域で地震があったときに、古い耐震化されていないブロック塀が倒れて人が挟まれて死んだという事件がありましたけれども、そういったことを考えますと、そこは基準として古いものだから耐震化しなくても大丈夫だとは私は絶対に言えない。

自分の幼稚園の出身者の子たちが、これから色々なところに入っていくと思いますけれども、そういった施設の中で、自分の子どもたちがそういったところで過ごすということに関しては、恐ろしいなという思いがあります。

それから人数が増えたら危険なのかという話がありましたけれども、それについては、体重が増えるからそれは危険度が増すなというふうに思います。その建物の中に入っている人の重さが増えれば、危険度が増すのではないかと単純に思います。渋谷公会堂といったところで、普通に座ってコンサートをする時代から、若い人たちが立って踊るような形に変わったときに、結局渋谷公会堂は耐震化工事をせざるを得なくなったのですね。中に人が入って動くということに関しては危険度が増す。建物に対して相当影響を与えるので、体育館だって、その中に学生たち、生徒たちを一緒に入れるというのは、危険度が増すというふうに私は思いますので、そこを外して定員増をオーケーというのは私としてはできないと思います。

○小山委員

前回の収支から今回の収支を拝見いたしますと、定員増をすることによって流動資産が増えているという予算の計画がありますよね。やはりこれは定員増によって、流動資産が増えているということなんですけど、私どものような小規模幼稚園からすると桁が違ってくる

いの流動資産があるとしても、やはりそれだけの減価償却とか、このような学校の改築をするためには、資産処分の差額が生じるかもしれない。現在の資産とかも貸借対照表とか拝見していないので分からないのですけれども、やはり、県の補助金ありきで私たちは動いていないと思うのです、本当は。私たちは自助努力で何とか保護者の納付金とか、そういうのでやっているのですが、県からの補助金をいただくことによって、ようやく経営しているところもございます。

従って、多分ですけれども、前回、耐震を行うというふうにお考えの誠桜高校さんですから、御自身でやはり定員増をすることによって、流動資産を増やし、そして自分たちで耐震できるような体力をつけて、そして耐震にこぎつきたいというお気持ちがおありなのであれば、その辺も考えて、確かに大きな規模ですから、耐震ということを前提に考えていただいてからの、どっちが先か、人数が先か耐震が先かという、それは誠桜高校さんがお考えだと思うのですけれども、何とか頑張って資産を増やして耐震というように考えざるを得なかったのかなど、前回と今回の資料の違いを見ると、そういう気はいたします。

県の補助金が3,333万円というのは、聞いていたのですね。数字だけの話で言うと、流動資産の方がずっと上回っているの、県の補助金がないとすれば、どの位持つかとか、定員増になっているから、翌年度の繰越超過になっているわけで、もしも、定員増をしていかなければ、翌年度の繰越がマイナスに転じている可能性があったら、やはり補助金に頼らざるを得ないところもあります。その辺を加味して、耐震化していないから定員増できませんよと言ったら、四面楚歌みたいな感じになってしまうような気がして、そこを誠桜高校さんに、どのように進めていけば良いのかということ、県に支援の御相談に乗っていただければありがたいなと私自身であれば、そのように思うものですから、意見を述べさせていただきました。

○菅野会長

今、小山委員さんからお話のあった件について、申請者からコメントがあったということとはございませんですね。それらに類することについて。

○米内学事振興課総括課長

前回、変更計画の時に、誠桜さんがお考えになっている金額はございましたけれども、我々が今、誠桜さんだけではなくて、私立学校に耐震化として県が補助をするという制度の中の数字とはまた別の数字でしたので、そこは現行制度で計画をしていただけないかというお話は、前回の計画書の修正の中でやりとりさせていただきましたが、誠桜さんはそれでは耐震化できないというふうにお判断されて、誠桜さんが求める県の補助金額と我々の現行制度の3,333万円という数字が折り合わなかったの、資料の整合性がとれていないということがございました。

誠桜さんからお聞きになると、この補助金では自己負担が多くて、借金をして償還が出来ますと、その事業の収支を学校の経理で考えると厳しいというようなお話は、前回の計画の1段階目の審査の時の資料を提出いただいた時には、お聞きしております。

○菅野会長

ほかに御質問等はございませんでしょうか。最終的に判断を求められておりますので。

御意見も何人かの委員さんからいただいておりますが、最終的には、審議会としてどう判断するかという問題もございますので、その判断に当たっての御質問等として、これは確認しなければならないと思われることがあれば、御質問等をいただきたいと思います。

○菅野会長

よろしゅうございますか。それでは、本取扱いについての御意見を頂戴したいと思います。

○須山委員

意見として、耐震基準のところの問題について、定員が増えれば生徒の安全性が脅かされるというような理屈になっているのですけれども、先ほども質問の中で申し上げたとおり、あくまでも安全性、危険が生じるという非常に抽象的な基準でしかないのだけれども、そもそもが、安全性を本当に確保するのだったら、いつできたとかということにかかわらず、耐震基準を満たしていない学校に対しては厳しく指導をして、早くちゃんと耐震性を満たすようにすべきだというような指導をしなければいけないのだと思うんですね。

そのためにも、県は生徒の安全を第一に考えるのだったら、それだけのお金を出すとかということとはしなければいけないと私は個人的には思います。そこを、何か抽象的な基準だけで、議論をすることについては、疑問がある。

もう一つは、入学定員との関係で、入学定員を超えて入学させている年度とか学校というのがあるわけですね。そこに対して、入学定員を超えて生徒を受け入れていた、これは耐震基準を満たしていないのだから、非常に危険だというような強い指導をこれまでなさってきたのかということ、その時に耐震基準というのを基準としてお示しになるということは、多分ないんだと思うのですが、そうすると非常に失礼ながら、県の対応は中途半端かなと思うところはある。

もう一つは、今のこの理由で、審議会ではなくて、県知事が不認可として出した場合に、学校側から、不認可取消の行政訴訟を起こされて、本当に耐えられますかというところに私は非常に疑問を感じる。

過去のこういったケースでの判例とかをお調べになって、自信を持ってこれを不認可という御判断をなさっているのかというところに私は疑問に感じるので、非常にここについては、色々御質問を申し上げたといったようなところです。以上です。

○菅野会長

ありがとうございます。ほかに御意見等ございませんでしょうか。

○菅野会長

本取扱いについては、県の判断を是とするお考えと、最後訴訟まで考えた場合に適切かどうか十分な検討が必要ではないかという御意見等がございましたので、皆様方の御意見を多数決で伺ったうえで、本審議会の意見として取りまとめることとさせていただきたいと思います。

○菅野会長

大変恐縮でございますが、本案件、申請者の意見は認可されたい旨の意見でございますので、認可を相当とお考えの先生方について、挙手をお願いできれば大変ありがたいと思います。

(挙手なし)

○菅野会長

では、県のとおり、認可を不相当とお考えの先生方、挙手をお願いできれば大変ありがたいと思います。

(六本木委員、及川委員、西川委員、鷹嘴委員、根内委員、室井委員挙手)

○菅野会長

6名の先生方から御賛成をいただきましたので、本案件については、認可をしないことを相当とする旨の御意見を申し上げたいと存じます。

なお、文言についての調整が必要かと存じますので、文言調整につきましては、会長に御一任いただければ大変ありがたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

では、大変恐縮でございますが、議案第2号については、不認可を相当とすること、及びその理由等については、別途検討させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議案第3号 学校法人の解散認可について
学校法人みどりが丘学園（盛岡市）**

○菅野会長

続きまして、議案第3号学校法人の解散認可について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

続きまして議案第3号についてでございます。資料につきましては、8ページをお開き願います。

盛岡市にあります学校法人みどりが丘学園の学校法人解散認可申請について御説明いたします。

学校法人みどりが丘学園は、昭和47年4月3日に学校法人として設立認可を受け、みどりが丘幼稚園の設置者として49年の長きにわたり学校運営を行ってきました。

しかし、みどりが丘幼稚園は、園児数の減少及び園舎の老朽化により、幼稚園の運営を継続していくことが困難となったことから、令和2年度第2回岩手県私立学校審議会におきましてお諮りしたうえで、令和3年3月31日をもって廃止認可を行ったところでございます。

これによりまして学校法人みどりが丘学園は設置する学校が存在しなくなることから、同法人においては法人の合併及び解散について検討してきたところですが、理事会及び評議員会において学校法人の解散について決議したことから、今回解散する旨の申請がなされたものでございます。

次に、残余財産の処分方法でございますが、負債額には現金預金を充て、清算費用を差し引いた残余財産は、他の学校法人へ帰属するものでございます。

法人の財産でございますが、令和3年7月28日現在におきまして、1の資産総額は3,520万円余で、その内訳は、基本財産である第2園庭等が23万円余、運用財産である現金預金が3,496万円余となっております。

2の負債総額は、1,700万円余で、その内訳は、流動負債である短期借入金等となっております。

1の資産総額から2の負債総額を差し引いた3の差引純資産は、1,819万円余となっております。

また、備考欄にありますとおり、園地、園舎は、他の学校法人に売却済でございますが、第2園庭は市内の個人に売却予定となっております。

以上のことから、学校法人みどりが丘学園の学校法人解散認可申請については、認可相当と考えているものでございます。以上で、説明を終わります。

○菅野会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、御質問等ございますでしょうか。特によろしいですか。

○菅野会長

御意見等はございますでしょうか。

特にないようであれば、お諮りを申し上げます。

議案第3号について、原案のとおり認可を適当とする旨、答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

ありがとうございます。そのように取り扱わせていただきます。

議案第4号 学校法人の解散認可について 学校法人わかば学園（雫石町）

○菅野会長

次に、議案第4号学校法人の解散認可について、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

続きまして、議案第4号についてでございます。資料は、9ページをお開き願います。

雫石町にあります学校法人わかば学園の学校法人解散認可申請について御説明いたします。

学校法人わかば学園は、昭和48年11月14日に学校法人として設立認可を受け、わかば幼稚園の設置者として48年の長きにわたり学校運営を行ってきました。

しかし、わかば幼稚園は、園舎の老朽化や、雫石町の人口減少及び近年の少子化に伴う園児の減少により、幼稚園の運営を継続していくことが困難となったことから、令和2年度第2回岩手県私立学校審議会においてお諮りしたうえで、令和3年3月31日をもって廃止認可を行ったところであります。

これによりまして、学校法人わかば学園は設置する学校が存在しなくなることから、法人の解散を予定しておりましたが、園地、園舎の処分先が未確定であったことから、解散認可申請を延期していたところですが、今般、園地、園舎の処分先の見通しがついたことから、理事会、評議員会において学校法人の解散について決議のうえ、法人を解散する旨の申請がなされたものでございます。

残余財産の処分方法でございますが、退職金及び清算費用を差し引いた残余財産は、他学校法人又は国庫へ帰属することとしており、帰属先は清算人に一任することで理事会、評議員会において議決をしています。

法人の財産でございますが、令和3年7月19日現在において、1の資産総額は5,022万円余で、その内訳は、基本財産である園地等が2,168万円余、運用財産である現金預金が2,853万円余となっております。なお、基本財産のうち園地は113万円余で土地代金と園舎解体費用を相殺した売却予定額となっております。

2の負債総額は、2,097万円余で、その内訳は、固定負債である退職給与引当金が2,055万円余、流動負債である預り金が42万円余となっております。

1の資産総額から2の負債総額を差し引いた3の差引純資産は、2,924万円余となっております。

また、備考欄のとおり、園地は園舎の解体を条件に不動産会社に売却予定となっております。

以上のことから、学校法人わかば学園の学校法人解散認可申請については、認可相当と考えているものでございます。以上が説明でございます。

○菅野会長

ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、御質問等ございますでしょうか。

○菅野会長

次に、御意見等があればお願い申し上げたいと思います。

よろしゅうございますか。

○菅野会長

特にないようですので、お諮りを申し上げたいと思います。

議案第4号について、原案のとおり認可を適当とする旨、答申することとさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

議案第5号 専修学校の目的変更認可について

学校法人龍澤学館 盛岡医療福祉スポーツ専門学校（盛岡市）

議案第6号 専修学校の目的変更認可について

学校法人龍澤学館 盛岡看護医療大学校（盛岡市）

○菅野会長

次に、議案第5号及び議案第6号の専修学校の目的変更認可について、関連する諮問事項でございますので、一括して審議をさせていただきたいと存じます。事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

議案第5号及び6号について、一括して御説明いたします。資料の10ページと12ページを併せてご覧願います。

10ページの盛岡医療福祉スポーツ専門学校及び12ページの盛岡看護医療大学校の目的変更認可申請についてでございます。

学校法人龍澤学館では、同法人が設置する盛岡医療福祉スポーツ専門学校の医療専門課程の柔道整復学科、鍼灸学科、歯科衛生士学科を盛岡看護医療大学校の医療専門課程に統合しようとするに伴い、専修学校の目的を変更するため、専修学校の目的変更認可申請がなされたものでございます。

次に、11ページと13ページを併せて御覧願います。各学科の授業時間数及び教員数については、設置基準を満たしております。なお、教員の新規採用はないものと伺っております。

次に、校地校舎については、現在使用している敷地、建物であり、設置基準を満たしております。

次に、収支予算については、法人から提出された計画において、11ページの盛岡医療福祉スポーツ専門学校では、令和4年度の収入の部は、学生生徒等納付金収入2億5,270万円、前受金収入1億7,650万円等となっており、支出の部では、人件費支出1億4,200万円、教育管理費支出1億3,318万円等となっております。また、13ページの盛岡看護医療大学校では、令和4年度の収入の部は、学生生徒等納付金収入4億1,034万円、前受金収入1億3,292万円等となっており、支出の部では、人件費支出2億4,660万円、教育管理

費支出1億5,807万円等となっております。

なお、柔道整復師、はり師、きゅう師及び歯科衛生士を養成しようとする場合には、県から養成施設としての指定を受ける必要がございますが、法人では、県に対する手続きを進めているところと報告を受けております。

以上のことから、県といたしましては、盛岡医療福祉スポーツ専門学校及び盛岡看護医療大学の目的変更認可については、認可相当と考えております。説明は以上でございます。

○菅野会長

ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、御質問等があればお願いを申し上げます。

特にございませんですか。

○菅野会長

では、御意見等があればお願い申し上げます。

よろしいですか。

特にないようであれば、お諮りを申し上げたいと思います。

議案第5号及び議案第6号については、原案のとおり認可を相当とする旨、答申することとさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、そのとおりに取り扱わせていただきます。

5 報告事項

○菅野会長

次に、会議次第5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項、令和3年度第1回私立学校審議会における協議事項について、先ほども御説明いただきましたが、事務局から説明をお願いいたします。

○米内学事振興課総括課長

お手元の報告事項資料の1ページをお開き願います。

令和3年度第1回私立学校審議会における協議事項についてでございます。

先ほどの第2号議案、盛岡誠桜高等学校の収容定員変更認可の審議の際に御説明いたしましたとおり、令和3年7月20日付けで収容定員変更計画を了承しない旨通知いたしましたので、御報告いたします。

なお、通知内容につきましては、先ほど御説明したとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

○菅野会長

ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして御質問等があればお願いいたします。
特によろしゅうございますか。

6 その他

○菅野会長

次に、会議次第6のその他についてですが、事務局から何かございますか。

○米内学事振興課総括課長

特に御用意はしておりません。

○菅野会長

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

特にないようであれば、予定しておりました審議案件は終了いたしましたので、これをもって本日の会議を終了させていただきます。

大変ありがとうございました。